

四日市市議会訓令第1号

四日市市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和2年5月7日

四日市市議会議長 諸 岡 覚

四日市市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する規程  
四日市市議会広報広聴委員会規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員の任期) 第4条 委員会の委員の任期は、 <u>1年とし、選任の日から起算する。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u>	(委員の任期) 第4条 委員会の委員の任期は、 <u>議会の常任委員の任期の例による。</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。